

令和5年度補正/令和6年度
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた
充電・充てんインフラ等導入促進補助金

V2H充放電設備 補助事業 募集概要

一般社団法人 次世代自動車振興センター

<本日の流れ>

1. **本年度制度概要・大日程**
2. **昨年度からの変更点**
 - ・今期制度のポイント
 - ・主な変更点
 - ・各枠組みにおける定義・要件等
3. **申請の流れ**
4. **事前質問に対してのご回答**

1. 本年度制度概要・大日程

「V2H充放電設備/外部給電器」の導入補助金の概要（令和5年度補正・令和6年度当初）

- 令和4年度補正予算・令和5年度当初予算においては、**申請受付開始から約2カ月で予算を超過する申請が入ったため、早期に申請受付終了**。そのため、設置ニーズがあるにもかかわらず申請できなかったものが多数存在すると考えられる。また、**申請の9割超が個人宅**で占められており、災害時のレジリエンスの確保に重要な公共施設、防災施設、医療機関等の申請は少数であった。
- 令和5年度補正予算・令和6年度当初予算においては、**昨年度より増額となる約60億円を措置し、「①公共施設/災害拠点」と「②個人宅/その他施設」の区分ごとに予算の配分**を行った上で**募集を2回**に分けて実施。また、区分ごとに補助率や補助上限額に差を設けることやEVの保有等を条件とすることなどにより、予算が限られる中でも、足下のニーズに応じて偏りなく幅広く予算が行き渡ることを狙いとする。

＜V2H充放電設備の補助要件＞

※補助要件の詳細や、外部給電器の補助要件については、今後事務局から公表される応募要領をご確認ください。

区分	設置場所	対象/主な要件	補助率	補助上限額
①公共施設/ 災害拠点	①-1：公共施設	地方公共団体等が保有・管理する施設（庁舎・公民館など）	機器：1/2 工事：1/1	機器：75万円 工事：95万円
	①-2：災害拠点	地方公共団体等との間で締結した「災害協定」に関する施設（医療機関、福祉・老人施設町内会施設など）		
②個人宅/ その他施設	②-1：個人宅	個人宅。ただし、EV等を保有または発注済みの場合に限る	機器：1/3 工事：1/1	機器：30万円 工事：15万円
	②-2：その他施設	上記以外の施設		

※昨年度からの変更点を赤字

予算の配分

区分	第1期	第2期	合計
①公共施設/ 災害拠点	10億円	5億円	15億円
②個人宅/ その他施設	30億円	15億円	45億円

※執行状況によって、配分の見直しの可能性あり。

執行スケジュール

	受付期間 (令和6年)	交付決定時期 (令和6年)	実績報告締切
第1期	6月中旬～7月中旬	7月～9月下旬	R6年11月末
第2期	8月下旬～9月末	9月～11月中旬	R7年1月末

※第1期、第2期いずれも申請日順に審査を行う。（選定方式ではない。）

また、予算額を超過する申請が入った時点で申請受付を中止する。

※上記は、現時点で想定しているスケジュールであり、変更の可能性あり。

出典：経済産業省HP

令和5年度補正・令和6年度当初予算事業 大日程について

■「第1期」スケジュール

(※)2024.6.27 見直し

申請期間 (予定)

6月20日 (木) 17:00 ~ 7月17日 (水) 17:15(※)

交付決定時期 (予定)

7月 ~ 9月下旬

実績報告期限

11月29日 (金) 17:00

詳しくは「応募要領」をご覧ください。

参考) 「第2期」スケジュール (予定)

申請期間 8月下旬 ~ 9月末

交付決定時期 9月 ~ 11月中旬

実績報告期限 1月31日(金)

2. 昨年度からの変更点

「V2H充放電設備/外部給電器」の導入補助金の概要

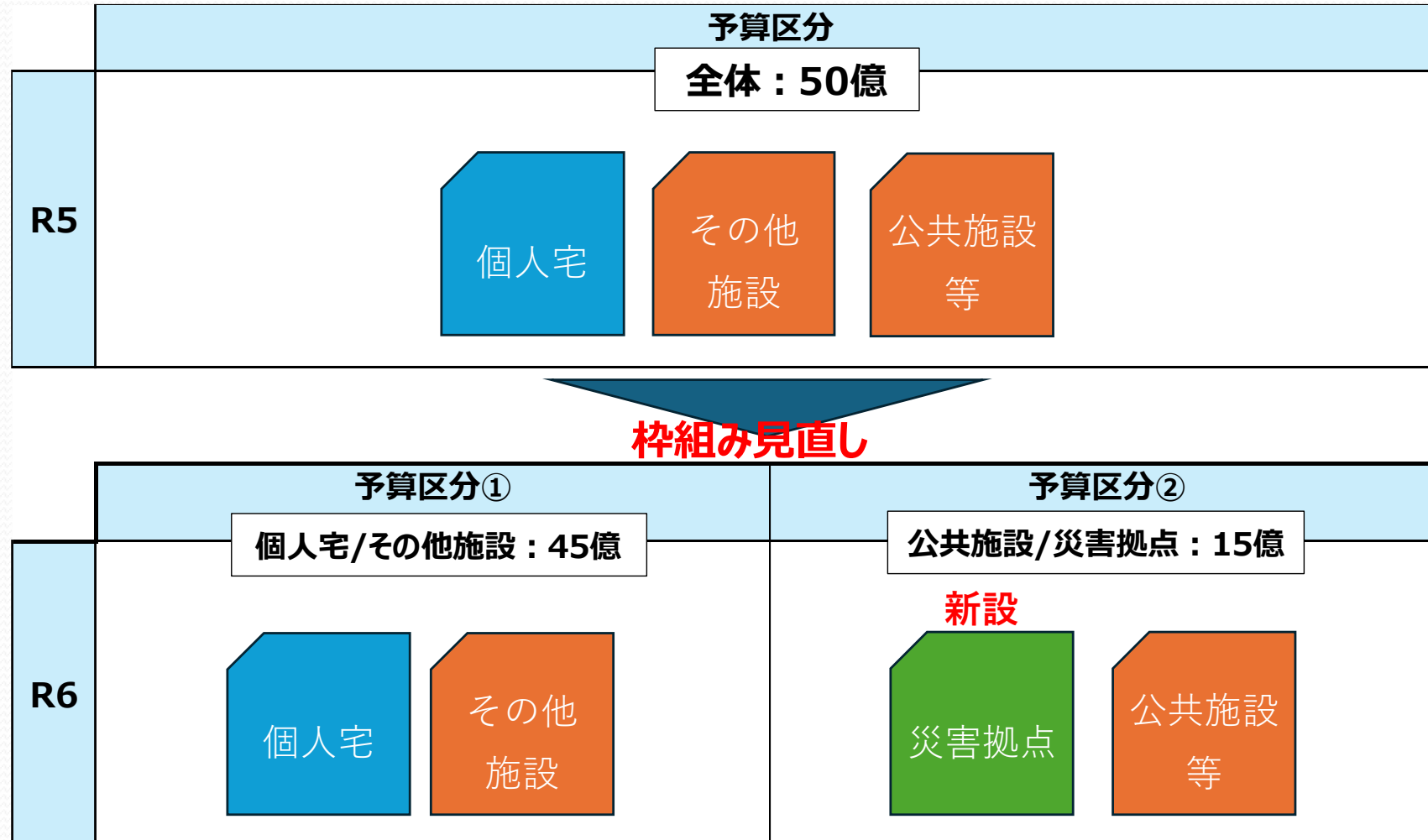
(令和5年度補正・令和6年度当初) 経済産業省概要資料の要約

■ 昨期の状況を踏まえての今期における制度のポイント

1. 《昨期事業》災害時レジリエンス確保に必要な重要拠点からの申請が少なかった
⇒災害時レジリエンス確保に必要な重要拠点からの申請の強化
2. 《昨期事業》早期受付終了のためニーズに対応仕切れなかった(特に上記重要拠点)
⇒足下のニーズに応じて、偏りなく幅広く予算展開

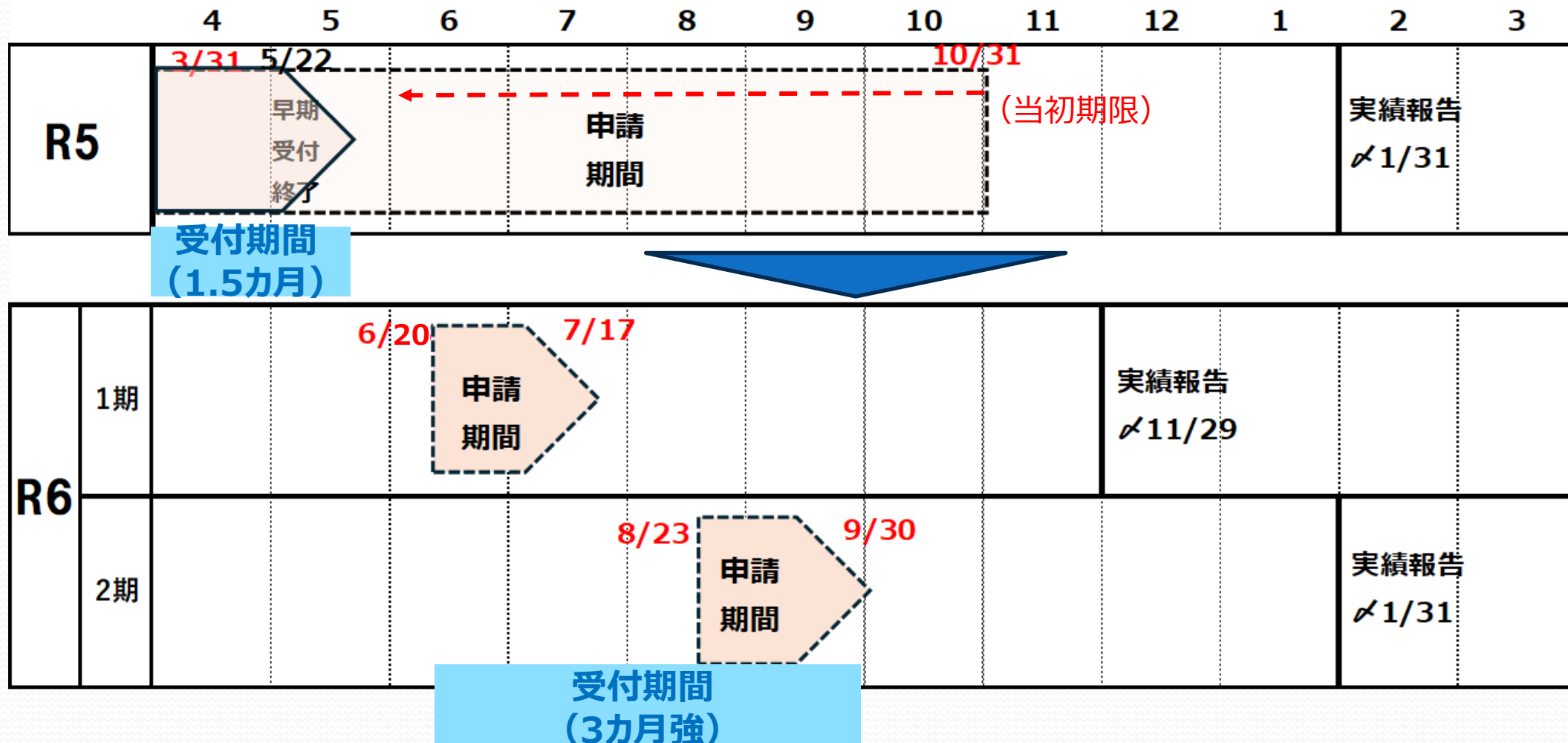
災害時レジリエンス確保に必要な重要拠点からの申請の強化

- 「災害拠点」を新設し、全体の枠組みを見直し
- 申請に時間を要す「公共施設/災害拠点」を予算枠として独立させ、予算を確保



足下のニーズに応じて偏りなく幅広く予算展開（2期制の導入）

- ・ 受付の対象期間を3か月強設定し、昨期より約2カ月長く確保
- ・ 1期に取消しになってしまった案件でも、2期での再申請が可能に



足下のニーズに応じて偏りなく幅広く予算展開（補助上限額の見直し）

- ・ 設置ニーズに応えきれなかった昨期の状況を踏まえ、「個人宅」「その他施設」の枠組における機器、工事の補助上限額の見直しを実施
⇒受付に対応出来る予算の枠組みに改め、足下のニーズに対応

区分	設置場所	対象/主な要件	補助率	補助上限額
①公共施設／ 災害拠点	①-1：公共施設	地方公共団体等の保有、管理する施設	機器：1/2 工事：1/1	機器：75万円 工事：95万円
	①-2：災害拠点	地方公共団体等との間で締結した「災害協定」に関わる施設		
②個人宅／ その他施設	②-1：個人宅	個人宅。ただし電気自動車等を保有、または発注済みの場合に限る	機器：1/3 工事：1/1	機器：30万円 工事：15万円
	②-2：その他施設	上記以外の施設		

各枠組みにおける定義・要件についての概要説明

① 公共施設・災害拠点

①-1. 公共施設

①-2. 災害拠点

② 個人宅・その他施設

②-1. 個人宅

②-2. その他施設（マンション等共用部含む）

各枠組みにおける定義・要件についての概要説明

① 公共施設・災害拠点

①-1. 公共施設

①-2. 災害拠点

② 個人宅・その他施設

②-1. 個人宅

②-2. その他施設（マンション等共用部含む）

《要件レベルでの変更のポイント》

② 個人宅・その他施設 について

申請の簡素化/申請者への負担軽減による交付決定の迅速化 ⇒ **工事項目削減/一部要部写真等廃止**

②-1 個人宅 について

災害時にV2H充放電設備が使用出来る要件がそろっている申請への予算執行

⇒ **電気自動車等保有/住所一致の要件化**

①-1. 公共施設

■ 定義

地方公共団体等の保有、管理する施設等

■ 要件

地方公共団体、または地方公共団体から委託された指定管理者からの申請であること

■ 主な個別の提出書類

(詳細は、今後センターホームページに掲載の応募要領で確認してください)

本人確認書類として、下記(1)の中から1つ、(2)の中から1つの提出

(1)地方公共団体の名称、長の氏名、住所が確認出来る地方公共団体のHP、広報誌等

(2)法人番号(13桁)が確認出来る法人番号指定通知書、

経済産業省のgBizINFOよりダウンロードした当該PDFファイルデータ等、

国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該PDFファイルデータ等

①-2. 災害拠点

■ 定義

- ・地方公共団体等との間で災害時の人的・物的支援に関する協定（「災害協定」「防災協定」など）が締結されている施設

■ 要件

- ・地方公共団体等との間で災害時の人的・物的支援に関する協定（「災害協定」「防災協定」など）が締結されていること

①-2.災害拠点

■ 主な個別の提出書類

(詳細は、今後センターホームページに掲載の応募要領で確認してください)

- ・ 地方公共団体等との間で災害時の人的・物的支援に関する協定
 (「災害協定」「防災協定」など) が締結されていることを証する書類

②-1.個人宅

■ 定義

- ・個人が居住する建物（戸建て住宅・集合住宅の居室など）

■ 要件

- ・電気自動車等(電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車)を保有していること。または購入のための発注が完了している場合は、実績報告にて電気自動車等の保有を報告することで可とします。
- ・設置場所住所と申請者住所、上記自動車検査証(車検証)の使用の本拠位置が一致していること

②-1.個人宅

■主な個別提出書類（詳細は、今後センターホームページに掲載の応募要領で確認してください）

- 設置場所に住民登録のある事が確認出来る本人確認書類として以下のいずれかを提出
 - 有効期限内の運転免許証
 - 三カ月以内の発行の印鑑登録証明書
 - マイナンバーカード(表面のみ) 等 [他確認書類は、別途応募要領記載]
- 電気自動車等(電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車)の保有が確認出来る自動車検査証(車検証)、または購入のための発注が完了していることを証する書類
- 電気自動車等の購入のための発注が完了していることを証する書類を提出している場合は、実績報告までに、電気自動車等の保有が確認出来る自動車検査証(車検証)を提出

■その他のポイント

- 既にV2H充放電設備が設置されている施設への追加設置は認めない。
- 申請の簡素化/申請者への負担軽減による交付決定の迅速化 《次ページ》

申請の簡素化/申請者への負担軽減による交付決定の迅速化 ①

■ 個人宅での主な例①

最大13項目であった設備工事の対象項目において、廃止/統合によって6項目にする事で、申請者/手続き代行者で発生するチェックや入力に関する負担を軽減

No	補助対象となる 13項目	項目ごと補助上限額			
		基礎工事なし アンカー固定 のみ (Aタイプ)	基礎が簡易 ブロック2列 (Bタイプ)	基礎が簡易 ブロックフラ ットタイプ (Cタイプ)	基礎が現場 打ち (Dタイプ)
1	基礎工事	4千円	7千円	22千円	91千円
2	据付工事	56千円			
3	本体搬入費	15千円			
4	電気配線工事	71千円			
5	配管工事	27千円			
6	プレーカー設置工事	18千円			
7	切替開閉器設置工事	34千円			
8	開閉器盤設置工事	21千円			
9	雑材・消耗品、養生費	10千円	11千円	12千円	16千円
10	レイアウト検討費	28千円			
11	電力会社協議費	16千円			
12	小屋設置工事	63千円			
13	離島への運搬費	30千円			
	1 基設置の場合の 補助金交付上限額	400千円			

6項目

補助対象となる工事の項目		項目ごと補助上限額
1	基礎工事	7千円
2	据付工事	20千円
3	本体搬入費	10千円
4	電気関連工事	70千円
5	諸費用	30千円
6	離島への運搬費	30千円
1 基設置の場合の補助金交付上限額		150千円

※個人宅の申請において、小屋設置工事は補助対象から除外

申請の簡素化/申請者への負担軽減による交付決定の迅速化 ②

■ 個人宅での主な例②

申請時、不備が散見された項目の要件緩和/シンプル化

例) 3種の要部写真提出の廃止 ⇒ 不備対応の負担軽減・スピーディな対応

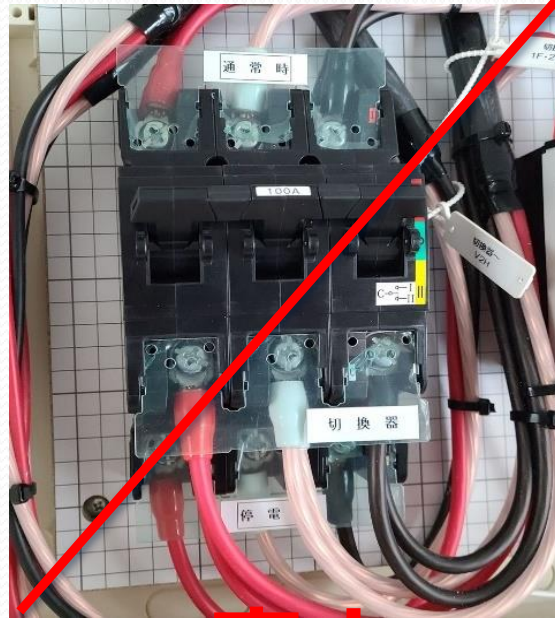
…見切れ・文字不鮮明等で多数不備

「開閉器盤内観」



廃止

「切替開閉器」



廃止

「ブレーカー」



廃止

②-2. その他施設

■ 定義

災害拠点、公共施設、個人宅以外の施設

(主な具体例：事務所、工場、商業施設、マンション[共用分電盤からの充放電]など)

■ 要件

申請者が法人である事など

(詳細は、今後センターホームページに掲載の応募要領でご確認下してください)

■ 主な個別の提出書類

(詳細[含む他申請区分]は、今後センターホームページに掲載の応募要領でご確認下してください)

・本人確認書類として、下記(1)の中から1つ、(2)の中から1つの提出および(3)のデータ入力

(1)3か月以内発行の履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書

(2)法人番号(13桁)が確認出来る法人番号指定通知書、
経済産業省のgBizINFOよりダウンロードした当該PDFファイルデータ等、
国税庁の法人番号公表サイトよりダウンロードした当該PDFファイルデータ等

(3)履歴実行全部証明書等に記載されている役員全員の入力

(マンション共用部接続の場合:マンション等を証する書類、設置が承認、決議された事が確認できる書類等)

■ その他のポイント

- ・ 既にV2H充放電設備が設置されている施設への追加設置は認めない。
- ・ 電気自動車等の保有は、要件ではない
- ・ 申請の簡素化/申請者への負担軽減による交付決定の迅速化 《次ページ》

申請の簡素化/申請者への負担軽減による交付決定の迅速化①

■ その他施設での主な例①

最大14項目であった設備工事の対象項目において、廃止/統合によって6項目にする事で、申請者/手続代行者で発生するチェックや入力に関する負担を軽減

14項目

No	補助対象となる工事の項目		項目ごと補助上限額
(1)	設備設置工事費		
①	設備設置基礎工事費	基数単位	150千円
	設備本体搬入費		15千円
②	電気配線工事費		850千円
(2)	付帯設備設置工事費		
①	充電スペースのライン引き		50千円
②	路面表示		150千円
③	屋根	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はできない。	450千円
④	小屋		450千円
⑤	設備防護用部材		80千円
⑥	電灯		50千円
(3)	その他設置に係る費用		
①	雑材・消耗品費、養生費		50千円
②	図面作成費		100千円
③	レイアウト検討		100千円
④	電力会社協議費		20千円
⑤	安全誘導費		30千円
⑥	監督等の労務費		50千円
1基設置の場合の補助金交付上限額			950千円

6項目

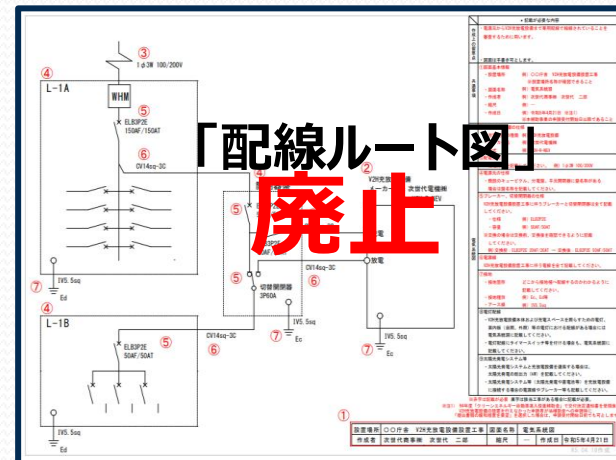
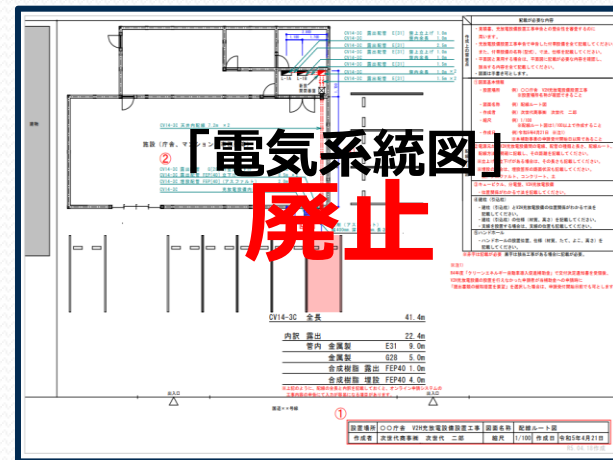
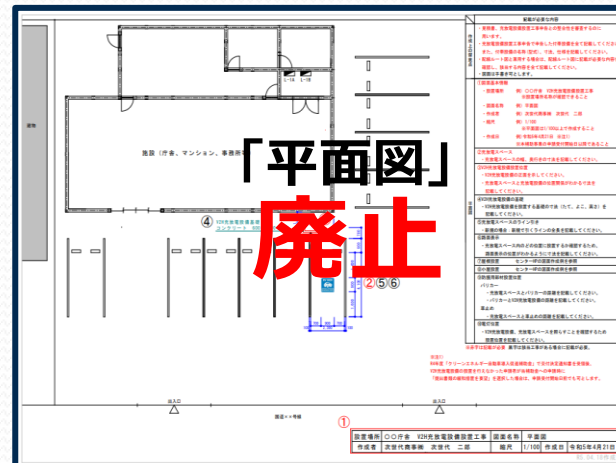
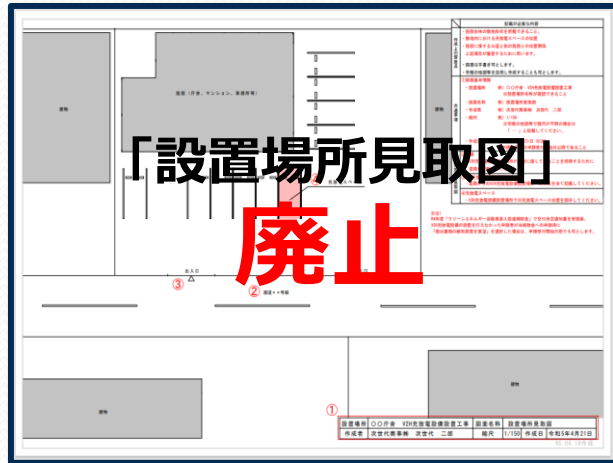
No	補助対象となる工事の項目	項目ごと補助上限額
1	基礎工事	7千円
2	据付工事	20千円
3	本体搬入費	10千円
4	電気関連工事	70千円
5	諸費用	30千円
6	離島への運搬費	30千円
1基設置の場合の補助金交付上限額		150千円

※その他施設の申請において、屋根および小屋設置工事は、補助対象から除外

申請の簡素化/申請者への負担軽減による交付決定の迅速化②

■その他施設での主な例②

「設置場所見取り図」「平面図」「電気系統図」「配線ルート図」の提出を廃止
⇒不備対応の負担軽減による交付決定の迅速化をはかる

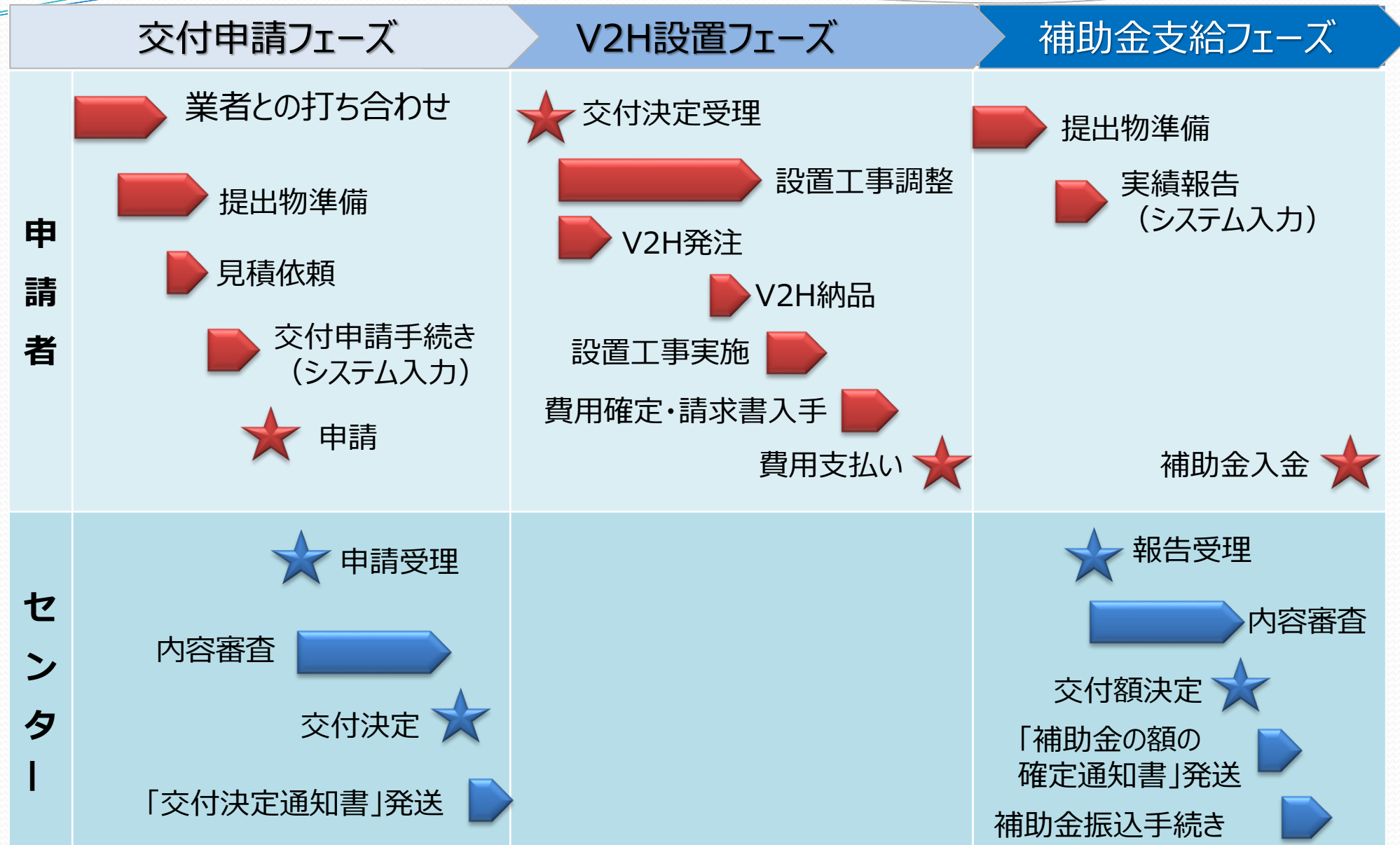


3. 申請の流れ

補助金申請の流れ（概要）



補助金申請の流れ

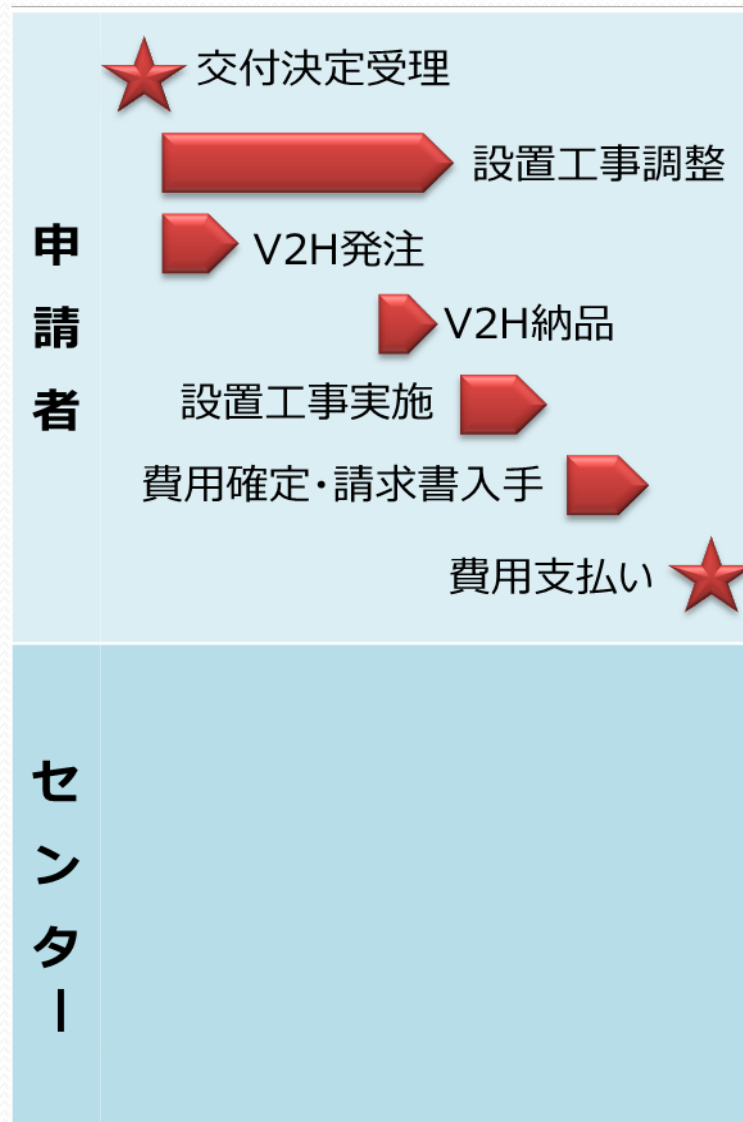


交付申請フェーズ ポイント



- 申し込み区分により提出書類が異なります。詳しくは「応募要領」等を確認してください。
- センターからの**交付決定を受ける前にV2H充放電設備の発注や設置工事に着手することはできません。**

V2H設置フェーズ ポイント



- 申請者は補助金の**交付決定を受けてからV2H充放電設備の発注や設置工事に着手してください。**
- 交付決定後に**決定内容に変更が生じる場合はセンターに報告してください。**
- 設置工事完了後、設置事業者への支払いを済ませてください。

補助金交付フェーズ ポイント



- 設置工事および支払い完了後30日以内を目途に実績報告書類をセンターに提出してください。
- センターは受理した実施報告書類を審査します。問題がなければ補助金交付額を決定し「補助金の額の確定通知書」を発行します。振り込み日は通知書に記載されています。

各種申請上の注意点

■ 見積書について

- ・事業開始日（令和6年1月31日）以降の日付のものが有効になります。
- ・見積もり有効期限も確認し、期限内のものを提出してください。

■ 写真について

- ・事業開始日（令和6年1月31日）以降撮影のものが有効になります。
- ・画像が荒く不鮮明な写真は撮り直していただく場合があります。
- ・システムにアップロードできるデータの容量は1つ20MB以下になります。
- ・加工されたり人工知能（AI）で生成された写真は認められません。
- ・撮影情報データ（exif（イクジフ）データ）付きであることを推奨します。
- ・実績報告時にV2H充放電設備の設置状況が分かる写真を提出してください。

■ 条件付き交付決定の場合

- ・実績報告期限までに指定された条件を履行してください。
(期限内に履行されない場合は交付決定が取り消される場合があります。)

4. 事前質問に対してのご回答

「災害拠点」について

Q. 「災害拠点」として補助金申請するにはどのようにすればいいですか？

A. 地方公共団体等の公的機関との間で災害発生時に行う具体的な支援を取り決めた書面の提出を要件とします。「災害協定」「防災協定」などが一例です。

Q. 老人福祉施設ですが災害拠点指定は受けていません。この場合は「その他施設」として申請することになりますか？

A. 地方公共団体等の公的機関と災害時の取り決めがない場合は「その他施設」で申請してください。

「災害拠点」について

Q. 最近完成した会社施設を災害時避難場所に指定してもらうため自治体と災害協定を協議中です。「災害拠点」としてV2H補助金を申請する場合、交付申請受付期限までに協定締結が必要でしょうか？それとも実績報告期限までに締結できればいいでしょうか？

A. 交付申請時に地方公共団体等との間で、災害協定などの災害時の人的・物的支援に関する協定が締結されていることが必要となります。協定締結後であれば申請することが可能となります。

電気自動車等の保有について

Q. EVを所有していないと申請できませんか？

A. 個人宅へV2H充放電設備を設置する場合は、電気自動車等の保有が必須条件になります。ただし、申請時に購入のための発注が完了している場合は、実績報告において電気自動車等の保有を報告することで申請することは可能です。
なお、対象となる電気自動車等は電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車になります。（自動車検査証（車検証）のある登録車・軽自動車に限ります。）

Q.電気自動車等の保有について、申請時に必要な書類はあるでしょうか？

A.自動車検査証（車検証）のコピーまたは発注済であることが確認できる発注書のコピーが必要です。自動車検査証(車検証)のコピーの場合は、使用の本拠の位置が申請者住所、V2H充放電設備の設置場所住所と一致している必要があります。

電気自動車等の保有について

Q. EVを発注済みであることを証明する書類は何でしょうか？

A. 購入のための発注が完了済みであることが確認できる発注書になります。

Q. EVの発注書を提出すれば自動車検査証(車検証)の提出は不要ですか？

A. 交付申請時は発注書でも受け付けますが、条件付き交付決定となりますので、実績報告までに車両登録を終え、自動車検査証(車検証)の提出が必要です。

電気自動車等の保有について

2024.6.27 追記

Q. 自動車検査証(車検証)のコピーを提出する場合、車両によってが提出書類は異なりますか？

A. 令和5年以降（軽自動車は令和6年以降）の車検証の場合、車検証に加えて「自動車検査証記録事項」（下図②）の提出が必要となります。

- ①車検証（A4サイズ）・・・令和4年12月まで（軽自動車は令和5年12月まで）
車検証（A6サイズ）・・・令和5年1月以降（軽自動車は令和6年1月以降）

↑車検証（A6サイズ）

②自動車検査証記録事項 (所有者と使用者が同一の場合)

③自動車検査証記録事項 (所有者と使用者が別の場合)

(前項からの続き)

※「自動車検査証記録事項」について

自動車登録手続きのデジタル化に伴い、2023年1月以降「電子車検証」が発行されています。電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報のみ記載されており、使用者の住所や所有者情報は記載されていません。

このため、所有者、使用者の詳細情報や車検有効期間の満了する日が確認できる「自動車車検証記録事項」を併せて添付願います。

「自動車検査証記録事項」は当面電子車検証と一緒に印刷・発行されますが、紛失や破棄してしまった場合は 電子車検証右側に埋め込まれたICチップ情報を専用アプリを使って読み取り、データ（PDF）出力することが可能です。詳しくは以下のURLをご参照ください。

(国土交通省 電子車検証特設サイト「車検証閲覧アプリについて」)

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

電気自動車等の保有について

Q. リース契約でEVを使用していますが、補助金申請は可能でしょうか？

A. リース車両の場合も申請可能です。その場合、自動車検査証（車検証）の使用者住所および使用の本拠の位置が、申請者住所、V2H充放電設備の設置先住所と一致している必要があります。

Q. V2Hに適合しているクルマでなければ申請できませんか？

A. 保有車両が電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車）であれば申請は受理します。
ただし設置予定のV2H充放電設備との適合は車種や装置により異なるため、申請者ご自身でメーカー等にお問い合わせください。

V2H充放電設備設置時期について

Q. 昨年補助金を受けずにV2Hを設置しましたが、今回の補助金を申請できますか？

A. 新たにV2H充放電設備を購入および設置される方が対象となります。既に設置されたものは対象外となります。

Q. 補助の金申請を行えば、V2Hの発注や設置工事を始められますか？

A. V2H充放電設備の発注（購入）および設置工事の開始が可能となるのは、交付決定日以降になります。申請後であっても交付決定日前に着手した場合は、補助金交付の対象とはなりません。

V2H充放電設備設置場所について

Q. 会社の事務所に設置を考えていますが、補助内容は「個人宅」と同じでしょうか？

A. 事務所等の場合は申請区分「その他施設」に分類され、個人宅と同じ補助額になります。

Q. 設置予定の建物が自宅と会社事務所を兼ねています。この場合はどのように申請すればよいでしょうか？

A. 自宅部分と事務所部分で分電盤が分かれていて電気契約が別である場合、自宅部分にV2H充放電設備を接続するなら「個人宅」として、事務所部分に接続するなら「その他施設」として申請してください。
(必要書類など詳細は「応募要領」をご確認ください)

補助対象設備について

Q. 普通充電器を設置済みですが、災害対策にV2Hも設置可能でしょうか？

A. 充電設備とV2H充放電設備は目的が異なるため同時設置も可能です。

Q. V2Hと合わせて太陽光発電装置と連携できるパワーコンディショナーも同時に設置しようと考えていますが、可能でしょうか？

A. 同時設置は可能ですが、補助対象となっている設備と工事内容以外は補助金は支給されません。この場合パワーコンディショナーについては補助対象外です。
(対象の設備や補助対象の工事内容はセンターホームページに掲載されますのでご確認ください)

車検証について

Q. 会社の事務所に設置を考えていますが、補助内容は「個人宅」と同じでしょうか？

A. 事務所等の場合は申請区分「その他施設」に分類され、個人宅と同じ補助額になります。

Q. 設置予定の建物が自宅と会社事務所を兼ねています。この場合はどのように申請すればよいでしょうか？

A. 自宅部分と事務所部分で分電盤が分かれていて電気契約が別である場合、自宅部分にV2H充放電設備を接続するなら「個人宅」として、事務所部分に接続するなら「その他施設」として申請してください。
(必要書類など詳細は「応募要領」をご確認ください)

その他

Q. 住んでいる自治体でもV2Hの補助金制度がありますが併用は可能でしょうか？

A. 本補助金と地方公共団体の補助金制度との併用は可能です。地方公共団体の補助金については、各地方公共団体にお問合せください。

Q. V2Hの施工を請け負っていますが、補助金の申請をお客様に代わって行うことは可能でしょうか？

A. 申請者に委任された手続代行者（原則、工事施工会社に限る）が、手続の一部を代行することが可能ですが、申請自体を代行することは不可となります。また、手続代行にあたり費用が発生する場合でも、代行費用は補助対象外になりますので注意してください。